

## 第21回横須賀市景観審議会議事録要旨

横須賀市 都市部 市街地整備景観課

◇ **開催日時** 平成 27 年(2015 年) 8 月 3 日 (月) 13 時 30 分～15 時 45 分

◇ **場 所** 横須賀市消防局第 3 会議室

### ◇ **議 事**

- |                                       |      |
|---------------------------------------|------|
| (1)平成 26 年度景観法、景観条例等の運用状況について (報告)    | 資料 2 |
| (2)平成 26 年度屋外広告物条例の運用状況等について (報告)     | 資料 3 |
| (3)景観重要樹木の指定方法について (審議)               | 資料 4 |
| (4)平成 26 年度景観審議会専門部会議事案件について (報告) 非公開 | 資料 5 |
| (5)景観審議会専門部会議事案件の完了状況について (報告) 非公開    | 資料 6 |

### ◇ **出席者**

委員 9 人

田口敦子、菊竹雪、国吉直行、富澤喜美枝、増田務、松下啓一、宮川雅子、山畑信博、吉田慎悟

(欠席 4 名 河上俊昭、工藤幸久、小林正美、曾根幸一)

事務局 7 人

市街地整備景観課長・首藤昇、景観係長・境高宏、屋外広告物係長・遠藤盛久、担当者・渡辺恵、岩崎純子

◇ **傍聴人** 0 人

### ◇ **議 事**

事務局から、当審議会委員 13 人のうち 9 人の出席により会議が成立している旨、傍聴人のいない旨を報告した。内容は次のとおり。また委員長から議事録署名委員として、松下委員と山畑委員を指名した。

(凡例)

以下記録の質疑などにおいて、委員からの質問は「●」、意見などは「■」の記号を付し、説明や回答については「○」の記号を付している。

### 1. 議事進行について

委員長欠席のため、議事進行は景観審議会規則第2条第3項に基づき、委員長職務代理者として既に指名している田口委員が行うこととなった。

### 2. 平成26年度景観法、景観条例等の運用状況について（報告）

- (1) 事務局から説明  
資料2のとおり。
- (2) 質疑・意見等  
なし。

### 3. 平成26年度屋外広告物条例の運用状況等について（報告）

- (1) 事務局から説明  
資料3のとおり。
- (2) 質疑・意見等

●質問（松下委員）

屋外広告物現況調査で確認された違反屋外広告物の今後の対応について、中心商業地区のすべてを改善するのは難しいと思うが、違反率が高いものだけは正指導するのか。また、郊外主要沿道地区については、制度そのものの周知が行き届いておらず申請の手続きを知らないことが未申請の原因とも考えられるが、それぞれ重点を置いて対策を取っていくのか。

○回答（事務局）

中心商業地区における車歩道上への設置については、すべての指導を行うのは困難であるため、屋外広告の日キャンペーンや道の日のパトロール、また景観美化パトロールにおいて、店舗掲出者に条例の趣旨を伝え、違反している現状を理解してもらったうえで、是正するよう啓発指導していく。

郊外については、チェーン店が多く、店長では対応が難しいため、違反広告物を把握した場合は、本社の管理部門に指導していく。また、適正に申請がある店舗であっても、時間の経過とともに広告が増えていき、結果として未申請物件が増えてしまうことが考えられるので、継続申請の際に、追加申請をするよう指導していく。

なお、適正に申請している店舗において、のぼり旗などの簡易広告物の申請率が低いのは、他の広告物と比べて許可期間が短く、頻繁に更新手続きをしなくてはならない煩わしさが要因のひとつとして考えられる。耐久性の高い広告物が安価で手に入ることを考えると、適正な維持管理は行われているように思われるので、現状の許可期間が適当であるか、今後検討する。

●質問（松下委員）

地道な取り組みにより、少しずつゼロから前に進めていってほしい。7ページの違反広告物除却の人員体制について、協力員の人数が20名とあるが、この数は妥当と考えているか。ボランティアではなく、有償の人員増を考えた方が良いのではないか。

○回答（事務局）

協力員制度は、参加可能な方に参加してもらい実施している。制度発足時、協力員の人数は100名を超え、万単位の除却数があった。協力員が少なくなったから除却件数が減ったというわけではなく、違反広告物自体が減ってきている。

■意見（松下委員）

景観のみに絞って活動するのでは広がりがないのではないか。協力員制度単体ではなく、コミュニティー全体で街を良くしていくという発想が大切である。現在、地域コミュニティー全体を見直すべき時期に来ており、ボランティア活動を交通費負担程度の有償にして人数を増やし、景観もやります、他もやりますという体制にして中身を充実させた方が良いのではないか。

●質問（田口委員）

地域コミュニティー全体を考えるためには関係部署総出で話し合わなくてはならず、なかなかこの場では結論が出しづらいと思うので、今後検討していってほしい。

協力員20名が妥当とは思わないが、横須賀市全体ではどれくらいの協力員がいれば活動が有効に働くと考えているか。以前の違反広告物の数を考えれば、この活動により意義が変わったと言えるし、この取り組みは無駄ではなかったと言える。

○回答（事務局）

人数の妥当性について検証はしていない。現在登録している20名の協力員は積極的な姿勢で活動しており、現況は特に支障はないと考えている。毎月の活動内容の充実度の違いもあると思うが、活動そのものは積極的に行っている。

●質問（田口委員）

協力員活動はボランティアとあるが、完全に無償なのか。

○回答（事務局）

参加時に飲み物を提供しているが、交通費等も出しておらず無償で活動している。

■意見（山畑委員）

安全点検についての補足だが、札幌の看板落下事故の後、許可申請のない自家用広告物をどうするかという問題があり、国交省と日広連が以前から立ち上げている屋外広告物適正化推進委員会で安全問題の検討を行ってきた。この事故を受け出演したNHKのクローズアップ現代で、袖看板について国や自治体が提示している安全点検の方法では不十分であり、抜本的な点検方法を考えなくてはいけない時期にきていると話した。

高さ4メートルを超える看板の場合は、工作物確認が必要なためチェック機能が働くが、それ以外のはノーチェックで高所に設置されており、老朽化したものが日本中にたくさんある。現在、国でも広告業界でも、具体的にどう点検するべきかマニュアルを作成しているが、実際は点検費用が非常にかかるため、結局目視になってしまい、うまく機能していない。横須賀市としては、安全適正化までどのように進めていくか考えを聞きたい。

○回答（事務局）

適用除外で申請に至らない広告物も含め、安全点検についてどのように対策を取っていけばよいか国主導で検討しているので注視している。

■意見（田口委員）

屋外広告物については、景観法が施行される以前から、国も県も公園緑地課が取り扱ってきたので、（構造等の）専門的な内容は難しいであろう。

ある政令市では、看板を設置した広告業者が責任を持って点検や確認をしていくべきだと考えている。しかし、高所に設置してある看板やサイズの大きなものは、多大な点検費用がかかるので、行政で何かしら支援してもらいたいという要望もある。

許可申請された広告物であれば、行政においても申請のあった年から耐用年数などを予測することはできるが、実際手に触れて点検をしてみないと、広告物が安全かどうか目視だけでは判断できない。国が広告業者に援助するかどうか、今後はそのあたりが問題となってくるであろう。

■意見（山畑委員）

日広連に所属している広告業者は全体の約3割である。

■意見（田口委員）

屋外広告物の最大の問題は、日広連に属していない零細広告業者が多いということである。そのような業者は、大きい看板の取り付けには関わっていないと思うが、市民の安全に関わる話なので、行政が広告業者の考えをどう取り込んでいくかが大切である。

■意見（山畑委員）

専門分野は、行政ではなかなか対応が難しい。ある大学の卒業論文の研究で、約8割もの広告物が違反だったという調査結果がある。このような調査結果が啓発活動につながる事例もあるので、行政の人手不足を補うものとして官学が連携し、行政が取れる対策を検討すべきではないか。札幌の看板落下が人身にかかわる事故になったため注目されたが、今後このような例は増えていくのではないか。

■意見（田口委員）

バブル期に設置された多くの看板が老朽化している。学生の研究テーマになれば、社会貢献活動にもつながる。

■意見（山畑委員）

外壁診断をする業者が看板の点検も一緒に実施するようになるとよいが、アンカーをチェックするようなノウハウがまだない。

■意見（田口委員）

それぞれの自治体ごとでは対応しきれないので、国をあげて対応すべき問題である。

●質問（富澤委員）

協力員活動は昼間の14時から行っているが、中央駅付近は夜営業している飲食店が多く、道路の半分くらいまではみ出して置き看板や商品を掲出している店が多く、大変危険である。それに対してどう対応するか。

○回答（事務局）

道路占用に該当する商品や広告物については道路管理者からも指導している。市民からの通報もあるのでその都度対応している。

■意見（田口委員）

現在は簡易除却が可能な広告物であっても、以前は私有財産として除却するのが難しかったため、法を改正して除却できるようになった。除却後もすぐに廃棄してはならず、保管しなければならない。

●質問（松下委員）

除却費用等は返還を求める業者から徴収するのか。費用回収はどうしているのか。

○回答（事務局）

取りに来ることはあまりなく、除却費用を徴収した事例はない。保管期間を過ぎたものについては、保管費用等が不相当にかかる場合は売却した代金に換えることができ、価格が著しく低い場合や買受人がいない場合は廃棄することになっている。

■意見（田口委員）

置き看板は日本固有の広告物であり、海外にはない文化である。江戸時代から急速に普及し、この時代は工芸品として価値のあるものであった。そのような歴史もあり、なかなか置き看板はなくなる。

現在、問題となっているのは、酒造会社が準備した置き看板に店舗の名前を入れたものが多く、純粋に自家用広告とは言えないことである。第三者広告絡みの広告であり、今後このあたりの解釈の仕方によって除却対象となり得るか検討課題となる。

#### 4. 景観重要樹木の指定について（審議）

（1）事務局から説明

資料3のとおり。

（2）質疑・意見等

●質問（松下委員）

民間の樹木に対する指定について、登録無形文化財のように何か補助金のようなインセンティブがないと難しいのではないかと。剪定に係る費用を補助するなど支援が必要ではないか。

○回答（事務局）

実際、自然環境共生課で行っている事業で、貴重な自然林を保全するために補助金を交付しているが、土地所有者からは、金額が低く管理が難しいため、指定を解除してほしいという声が出ていると聞いている。樹木を管理するのは費用がかかるため、半ばボランティアで管理しているという気持ちがないと続かない面もあり、今後の検討課題である。

■意見（富澤委員）

指定樹木を地域運営協議会から推薦してもらおうという話が出たが、中央エリアは協議会がなく、声を反映させる場がないと感じている。

○回答（事務局）

地域運営協議会の促進を担当している部署によると、中央エリアは市役所があるので、地域自治組織の設立は難しいと聞いている。

●質問（富澤委員）

市役所があるからと言って、逐一市役所へ行って意見を述べるというのも手間がかかる。景観重要樹木の他に、市民文化資産として樹木を指定登録する事業もあり、それぞれの目的で指定されているが、神奈川歯科大のジャカランダや旧海軍基地の桜並木は景観樹木の指定対象となるか。

○回答（事務局）

対象になり得る。

■意見（菊竹委員）

この案件については、少し時間をかけて検討した方がいいのではないかと。指定された樹木の一覧を見てもあまりインパクトがないと感じる。樹木が人と地域をつなげて

きたストーリー性が必要であり、デジタルアーカイブ等を使ってパンフレットの作り方を工夫した方が良いと思う。そういう観点でパンフレットを作ったら、自ずと樹木指定の基準や方向性が見えてくるのではないか。

■意見（松下委員）

同感である。地域みんなで守ってきた樹木について、法で守らないとこれ以上維持管理できないというところまで来たら指定することを考えるべきではないか。制度ありきになっていると思う。

■意見（田口委員）

樹木を管理していくのは大変なので、指定された樹木の所有者だけでなく、近隣住民や地域で維持管理していくことが大切である。

■意見（松下委員）

市民が興味のないところへ補助金を支出するのは難しいので、市民と施策を盛り上げていくべきである。

#### 4. 平成 26 年度景観審議会専門部会議事案件について（報告）

非公開

#### 5. 景観審議会専門部会議事案件の完了状況について（報告）

非公開